

浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業 実施契約書(案)(平成28年8月5日改訂版) 新旧対照表

頁	条	項	号	項目名	実施契約書(案) (改訂前)	実施契約書(案) (平成28年8月5日改訂版) (改訂後)
5	第8条	1	(3)	運営権者による表明及び保証	(3) 運営権者の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役会及び会計監査人を設置する規定があること。	(3) 運営権者の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役会及び会計監査人を設置する規定があること。
8	第16条	1		運営権対価の支払い及び返還	第16条 運営権者は、本事業期間開始後、市に対して、運営権対価前払金を別紙4で定める方法により別紙4で定める期限までに一括して、また、運営権対価分割金を別紙4で定める方法により別紙4で定める期限までに分割で支払う。この場合において、運営権者は、運営権対価に利息を付すことを要しない。	第16条 運営権者は、本事業期間開始後、市に対して、運営権対価前払金を別紙4で定める方法により別紙4で定める期限までに一括して、また、運営権対価分割金を別紙4で定める方法により別紙4で定める期限までに分割で支払う。この場合において、運営権者は、運営権対価に利息を付すことを要しない。
12	第25条			従事職員	第25条 運営権者は、本事業開始予定日までに、義務事業及び附帯事業の各業務に配置する従事職員について、一覧表を作成し、かつ、備え置くとともに、市が求めた場合には、速やかに当該一覧表を市に提出しなければならない。また、従事職員の変更がある場合は、都度、一覧表を修正しなければならない。 2 運営権者は、各業務の従事職員について、服務状況を管理・監督し、配置変更等を行う場合は、上記の配置人員一覧表とともに理由等について、市に報告しなければならない。 3 運営権者は、自らの責任と費用負担において、従事職員の労働安全衛生管理を行う。 4 市は、従事職員が適当でないと認めた場合は、運営権者に対して交代を請求することができる。この場合、運営権者はかかる請求に対して誠実に対応しなければならない。	第25条 運営権者は、本事業開始予定日までに、義務事業及び附帯事業の各業務に配置する従事職員について、一覧表を作成し、かつ、備え置くとともに、市が求めた場合には、速やかに当該一覧表を市に提出しなければならない。また、従事職員の変更がある場合は、都度、一覧表を修正しなければならない。 2 運営権者は、各業務の従事職員について、服務状況を管理・監督し、配置変更等を行う場合は、上記の配置人員一覧表とともに理由等について、市に報告しなければならない。 2 運営権者は、自らの責任と費用負担において、従事職員の労働安全衛生管理を行う。 3 市は、従事職員が適当でないと認めた場合は、運営権者に対して交代を請求することができる。この場合、運営権者はかかる請求に対して誠実に対応しなければならない。
14				注釈3	国補助金の対象とならない改築が提案された場合には、市が必要と考える修正を加える予定です。	(削除)
14	第33条			改築計画の作成	2 運営権者は、前項に定める期間以降の翌5事業年度についての改築計画を、市及び運営権者の間で協議及び調整のうえ、当該5事業年度開始予定日の前々事業年度の2月末日までに策定するものとし、以降も同様とする。	2 運営権者は、前項に定める期間以降の翌5事業年度についての改築計画を、市及び運営権者の間で協議及び調整のうえ、当該5事業年度開始予定日の前々事業年度の2月末日までに策定するものとし、以降も同様とする。 <u>なお、当該改築計画に国補助金の対象外となる運営権設定対象施設の改築を含める場合には、運営権者は予め市に申し入れを行うものとし、市は、運営権者と協議のうえ、当該改築の可否及び実施条件を決定する(以下、かかる改築業務を「補助金対象外改築業務」という。)</u> 。
15	第34条			改築実施基本協定、年度実施協定	—	<u>5 市と運営権者は、補助金対象外改築業務の実施に起因して市に損害が発生する場合には、当該損害の補償について協議を行う。</u>
16	第38条	5		単年度対象改築業務にかかる増加費用	5 年度実施協定の締結後に、物価の著しい上昇により単年度対象改築業務にかかる費用が著しく増加した場合には、浜松市建設工事執行規則(平成13年浜松市規則第46号)第35条第2項、第4項及び第5項を準用し、市は、当該規定に基づき市が負担する金額について、年度実施協定に基づく当該単年度対象改築業務に係る費用の支払期限までに運営権者に支払う。	5 年度実施協定の締結後に、物価の著しい上昇により単年度対象改築業務にかかる費用が著しく増加した場合には、浜松市建設工事執行規則(平成13年浜松市規則第46号)第35条第2項、第4項及び第5項を準用し、市は、当該規定に基づき市が負担する金額について、年度実施協定に基づく当該単年度対象改築業務に係る費用の支払期限までに運営権者に支払う。
17	第38条	7			7 第2項乃至第6項に定める場合及び第50条に定める場合以外の場合であって、単年度対象改築業務について運営権者に増加費用若しくは損害が生じた場合、市は、運営権者と協議のうえ、単年度対象改築業務の見直し並びに運営権者の増加費用及び損害の負担につき決定し、当該決定に従って改築実施基本協定及	7 第2項乃至第6項に定める場合及び第50条に定める場合以外の場合であって、単年度対象改築業務について関連して運営権者に増加費用若しくは損害が生じた場合(別途の改築にかかる工事が必要となった場合を含む。)、市は、運営権者と協議のうえ、単年度対象改築業務の見直し並びに運営権者の増加費用及び

浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業 実施契約書(案)(平成28年8月5日改訂版) 新旧対照表

頁	条	項	号	項目名	実施契約書(案) (改訂前)	実施契約書(案) (平成28年8月5日改訂版) (改訂後)
					び当該年度実施協定を変更するものとし、運営権者はこれに異議を述べない。	損害の負担につき決定し、当該決定に従って改築実施基本協定及び当該年度実施協定を変更するものとし、運営権者はこれに異議を述べない。
18	第42条			市による改築に係る業務に要する費用の支払い	—	6 前各項の規定にかかわらず、補助金対象外改築業務が運営権者の責めに帰すべき事由により行われる場合には、運営権者は当該補助金対象外改築業務に要する費用の全額を自ら負担し、第2項に基づく支払いを市に請求することはできない。
19	第43条			市の部分払い	—	7 前各項の規定にかかわらず、補助金対象外改築業務が運営権者の責めに帰すべき事由により行われる場合には、運営権者は、当該補助金対象外改築業務に要する費用について、部分払を請求することはできない。
20	第46条	7		使用料等及び利用料金設定割合の改定	<p>7 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該時点が属する月の前月における日本銀行が公表する国内企業物価指数(総平均)が、直近3年以内の任意の月における日本銀行が公表する国内企業物価指数(総平均)から3%以上増減し、更に継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合(但し、過去において本号に基づき利用料金設定割合が改定された実績がある場合には、上記の直近3年以内の任意の月は、本号に基づく直近の利用料金設定割合の改定が行われた月の翌月以降の任意の月とする。)</p>	<p>7 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該時点が属する月の前月における日本銀行が公表する消費税を除く国内企業物価指数(総平均)が、直近3年以内の任意の月における日本銀行が公表する消費税を除く国内企業物価指数(総平均)から3%以上増減し、更に継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合(但し、過去において本号に基づき利用料金設定割合が改定された実績がある場合には、上記の直近3年以内の任意の月は、本号に基づく直近の利用料金設定割合の改定が行われた月の翌月以降の任意の月とする。)</p> <p>(3) 当該時点が属する月の前月における日本銀行が公表する消費税を除く国内企業物価指数(電力・都市ガス・水道)が、直近3年以内の任意の月における日本銀行が公表する消費税を除く国内企業物価指数(電力・都市ガス・水道)から12%以上増減し、更に継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合(但し、過去において本号に基づき利用料金設定割合が改定された実績がある場合には、上記の直近3年以内の任意の月は、本号に基づく直近の利用料金設定割合の改定が行われた月の翌月以降の任意の月とする。)</p>
23	第54条	1		不可抗力の取扱い	<p>第54条 (略)</p> <p>(1) 暴動、戦争等の人的災害に係る不可抗力による増加費用等の負担</p> <p>ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項(但し、同項第4号及び第5号を除く。)に定める災害復旧事業の適用除外規定を準用の上、当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等が当該適用除外規定の対象外となるものであり、かつ、運営権者により予見できず、又はその増加費用等の発生の防止手段を講ずることが合理的に期待できなかつたと市が認める場合は、市の負担とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力による増加費用等の負担</p> <p>ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条第2項に定める災害復旧事業となり、かつ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条</p>	<p>第54条 (略)</p> <p>(1) 暴動、戦争等の人的災害に係る不可抗力による増加費用等の負担</p> <p>ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項(但し、同項第4号及び第5号を除く。)に定める災害復旧事業の適用除外規定を準用の上、当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等が当該適用除外規定の対象外となるものであり、かつ、運営権者により予見できず、又はその増加費用等の発生の防止手段を講ずることが合理的に期待できなかつたと市が認める場合は、市の負担とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力による増加費用等の負担</p> <p>ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条第2項に定める災害復旧事業となり、かつ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条</p>

浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業 実施契約書(案)(平成28年8月5日改訂版) 新旧対照表

頁	条	項	号	項目名	実施契約書(案) (改訂前)	実施契約書(案) (平成28年8月5日改訂版) (改訂後)
					<p>第1項に定める適用除外の対象外となるものであり、かつ、運営権者により予見できず、又はその増加費用等の発生の防止手段を講ずることが合理的に期待できなかつたと市が認める場合は、市の負担とする。なお、本アにおいて地震による災害とは、社会通念上認められる範囲のものをいう。また、降雨、暴風、高潮、波浪又は津波による災害とは、公共土木施設災害復旧事業査定方針第3(一)から(六)までの規定によるものとする。但し、「時間雨量等が特に大である場合」とは、損害等が発生した場所から最も近接した位置に設置された市が管理する気象観測局における時間雨量が20mm程度以上とする。</p> <p>イ (略)</p>	<p>第1項に定める適用除外の対象外となるものであり、かつ、運営権者により予見できず、又はその増加費用等の発生の防止手段を講ずることが合理的に期待できなかつたと市が認める場合は、市の負担とする。なお、本アにおいて地震による災害とは、社会通念上認められる範囲のものをいう。また、降雨、暴風、高潮、波浪又は津波による災害とは、公共土木施設災害復旧事業査定方針第3(一)から(六)までの規定によるものとする。但し、「時間雨量等が特に大である場合」とは、損害等が発生した場所から最も近接した位置に設置された市が管理する気象観測局における時間雨量が20mm程度以上とする。</p> <p>イ (略)</p>
26	第63条	2	(5)	運営権者の誓約事項	(5) 運営権者の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役会及び会計監査人を設置する規定があること。	(5) 運営権者の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役会及び会計監査人を設置する規定があること。
29	第69条			本契約終了による資産の取扱い	<p>第69条 運営権者は、本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日に、運営権設定対象施設を市又は市の指定する者に引渡し、本事業用地を市に明け渡さなければならない。</p> <p>2 本事業期間が終了した場合、市は、前項に基づき引渡しを受けた運営権設定対象施設に関して、運営権者が支払を行った改築に係る業務について、当該業務に要する費用の10分の1相当額のうち、運営権者が市に代わって支払っていた、本事業終了日の翌日以降に係る減価償却費に相当する金銭を、完了確認の上で運営権者に対して支払うものとする(以下、当該支払額を「事業期間終了以降に係る減価償却費相当額」という。)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第2項に基づく事業期間終了以降に係る減価償却費相当額の支払い及び第3項に基づき資産の買取りが行われる場合の買取対価の支払いは、本事業終了日から6ヶ月を経過した日以降速やかに(運営権者が自らの負担する瑕疵担保責任の履行を担保するために合理的な保全措置が採られていることを示して市又は市の指定する者に対して当該事業期間終了以降に係る減価償却費相当額又は買取対価の支払いを求めた場合において、当該支払いを行う者がこれを適切と認めた場合には、本事業終了日から速やかに)行うものとする。但し、当該支払日の到来より前に、市又は市の指定する者が第71条に定める瑕疵担保責任に基づき損害賠償請求を行った場合、市又は市の指定する者は、当該事業期間終了以降に係る減価償却費相当額又は買取対価の支払いにかかる債務と当該損害</p>	<p>第69条 運営権者は、本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日に、運営権設定対象施設を市又は市の指定する者に引渡し、本事業用地を市に明け渡さなければならない。</p> <p>2 本事業期間が終了した場合、市は、前項に基づき引渡しを受けた運営権設定対象施設に関して、運営権者が支払を行った改築に係る業務(但し、第42条第6項又は第43条第7項の適用を受ける補助金対象外改築業務を除く。)について、当該業務に要する費用の10分の1相当額のうち、運営権者が市に代わって支払っていた、本事業終了日の翌日以降に係る減価償却費に相当する金銭を、完了確認の上で運営権者に対して支払うものとする(以下、当該支払額を「事業期間終了以降に係る減価償却費相当額」という。)</p> <p>3 本事業期間が終了した場合、市は、<u>第42条第6項又は第43条第7項の適用を受ける補助金対象外改築業務について、当該業務に要する費用の10分の1相当額のうち、本事業終了日の翌日以降に係る減価償却費に相当する金銭を、完了確認の上で運営権者に対して支払うものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第2項に基づく事業期間終了以降に係る減価償却費相当額の支払い、<u>第3項に基づく支払</u>及び第4項に基づき資産の買取りが行われる場合の買取対価の支払いは、本事業終了日から6ヶ月を経過した日以降速やかに(運営権者が自らの負担する瑕疵担保責任の履行を担保するために合理的な保全措置が採られていることを示して市又は市の指定する者に対して当該事業期間終了以降に係る減価償却費相当額又は買取対価の支払いを求めた場合において、当該支払いを行う者がこれを適切と認めた場合には、本事業終了日から速やかに)行うものとする。但し、当該支払日の到来より前に、市又は市の指定する者が第71条に定める瑕疵担保責任に基づき損害賠償請求を行った場合、市又は市の指定する者は、当該事業期間終了以降に係る減価償却費相当額又は買取対価の支払いに</p>

浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業 実施契約書(案)(平成28年8月5日改訂版) 新旧対照表

頁	条	項	号	項目名	実施契約書(案) (改訂前)	実施契約書(案) (平成28年8月5日改訂版) (改訂後)
					賠償請求にかかる債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、市又は市の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求にかかる債権が弁済されるまでの間、当該事業期間終了以降に係る減価償却費相当額又は買取対価の支払いを拒むことができる。	かかる債務と当該損害賠償請求にかかる債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、市又は市の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求にかかる債権が弁済されるまでの間、当該事業期間終了以降に係る減価償却費相当額又は買取対価の支払いを拒むことができる。
30	第70条			原状回復費用等	第70条 運営権者は、第68条第1号に基づく機能確認の結果、運営権設定対象施設について要求水準書に定める項目を満たさない事項が存在する場合には、市に対し、要求水準を充足させるために必要となる費用等を、前条第2項に基づき市が運営権者に対して支払う事業期間終了以降に係る減価償却費相当額から控除する方法により支払う。	第70条 運営権者は、第68条第1号に基づく機能確認の結果、運営権設定対象施設について要求水準書に定める項目を満たさない事項が存在する場合には、市に対し、要求水準を充足させるために必要となる費用等を、前条第2項に基づき市が運営権者に対して支払う事業期間終了以降に係る減価償却費相当額及び前条第3項に基づく支払額から控除する方法により支払う。
34	第80条	2		本事業開始日後の解除又は終了の効果	2 前項の規定に加え、本事業開始日後に、第72条乃至第78条に基づき本契約が解除又は終了した場合であって、当該解除又は終了日において、市への引渡しが完了していない改築に係る業務の工事目的物につき出来形部分がある場合、市は、当該出来形部分を検査の上買い取るものとする。この場合の出来形部分の買取額は、当該出来形部分の価格相当額から当該出来形部分に係る改築に係る業務に関し市が支払済の費用(もしあれば)を減じた額とし、この場合の出来形部分の買取額の支払いについては、前項によって読み替える第69条第5項の規定を適用する。	2 前項の規定に加え、本事業開始日後に、第72条乃至第78条に基づき本契約が解除又は終了した場合であって、当該解除又は終了日において、市への引渡しが完了していない改築に係る業務の工事目的物につき出来形部分がある場合、市は、当該出来形部分を検査の上買い取るものとする。この場合の出来形部分の買取額は、当該出来形部分の価格相当額から当該出来形部分に係る改築に係る業務に関し市が支払済の費用(もしあれば)を減じた額とし、この場合の出来形部分の買取額の支払いについては、前項によって読み替える第69条第6項の規定を適用する。
70	別紙8			利用料金收受代行業務委託契約	3 契約金額 別紙委託料算定表に基づき算出された金額 ※契約日以後に消費税率の変更があったときは、消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとする。	3 契約金額 別紙委託料算定表に基づき算出された金額 ※契約日以後に消費税率の変更があったときは、消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとする。
73	別紙8	12条		業務内容の変更	第12条 受託者と委託者は、必要があると認めるときは、書面をもって相手方に通知し、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させる若しくは中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があると認めるときは、委託者と受託者とが協議の上、書面によりこれを定めるものとする。	第12条 受託者と委託者は、必要があると認めるときは、書面をもって相手方に通知し、 <u>委託者と受託者の間で協議のうえ</u> 、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させる若しくは中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があると認めるときは、 <u>かかる協議においてこれを定めるものとする。</u>
76	別紙8			(別紙) 浜松市下水道利用料金收受代行業務委託料算定表	1 委託料の算定方法 (1) 算定期間 (略) (2) 算定方法 1 事業年度の委託料 = 浜松市下水道事業徴収業務負担金額 ¹³ × (西遠処理区調定件数 ÷ 下水道事業総調定件数) × 利用料金設定割合 ¹⁴ + 消費税及び地方消費税	1 委託料の算定方法 (1) 算定期間 (略) (2) 算定方法 1 事業年度の委託料 = 浜松市下水道事業徴収業務負担金額 ¹³ × (西遠処理区調定件数 ÷ 下水道事業総調定件数) × 利用料金設定割合 ¹⁴ + 消費税及び地方消費税

※本新旧対照表と、実施契約書(案)及び実施契約書(案)(平成28年8月5日改訂版)に相違があった場合は、実施契約書(案)及び実施契約書(案)(平成28年8月5日改訂版)に表す内容を正しいものとする。